

札幌市建設局土木部におけるインターンシップ（学生実務研修）実施要綱

1 趣旨

この要綱は、「札幌市におけるインターンシップ(学生実務研修)に関する実施要綱(平成 13 年 6 月 25 日 総務局長決裁)」に基づき、札幌市建設局土木部(以下「土木部」とする)がインターンシップを実施する場合の具体的な運用等について定めるものである。

2 目的

土木部は、大学、短期大学及び高等専門学校(以下「大学等」とする)における教育プログラムに協力するという位置付けだけでなく、学生に対して仕事意識向上の機会および自治体行政への理解を深める機会を提供し、札幌市の土木職場の魅力をアピールすることを目的として、大学等の学生を受け入れるものとする。

3 身分

受入れる学生の身分は、実務研修生とする。

4 対象者

受け入れる学生(以下「研修生」という)は、服務規律を遵守することが確実であるとの信用が十分であると判断された者とする。

5 受入れ手続き

大学等は、学生の受入れ申込みをする場合、別紙様式(申込書およびエントリーシート)を土木部長宛に提出するものとする。但し、応募多数の場合は応募書類をもとに選考・決定の上、結果を大学等に通知するものとする。

6 研修期間

研修期間は、原則 2 週間を越えないものとし必要に応じて大学等と札幌市が協議の上決定する。

7 研修時間

研修時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

8 服務

- (1) 研修生は、研修期間中において、研修に専念するとともに、札幌市職員が遵守すべき法令及び規則等に従わなければならない。
- (2) 研修生は、札幌市の職務の信用を傷つけ、又は、不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 研修生は、研修期間中において、研修生の指導、監督等を担当する職員（以下「指導担当者」という。）の指示に従わなければならない。
- (4) 研修生は、定刻までに出勤しなければならない。

(5) 研修生は、原則として、研修期間中に休暇を取得することはできないものとする。但し、病気等はやむを得ない事情が生じた場合は、あらかじめ指導担当者に連絡し、指示を受けるものとする。

9 指導担当者

指導担当者は、土木部道路課長とする。また、指導担当者は必要に応じて、職員の中から研修指導の補助者を指名することができる。

10 日報

研修生は、1日の研修終了後、日報を作成する。

11 研修の中止

土木部長は、研修生が下記の項目のいずれかに該当する場合、研修の中止及び、特定の研修生の受け入れを中止することが出来る。この場合、土木部長はその旨を派遣大学等の長に通知する。

ア 研修生が第8の服務に従わない等研修態度等に問題がある場合。

イ 研修生が理由の如何を問わず研修期間の2割を越えて欠席した場合。

ウ 研修を継続することにより業務に支障を生じ、若しくは支障を生じることが明らかである場合。

エ 災害等の発生により、実施、継続及び特定の研修生の受入が困難と判断される場合。

12 秘密の保持

研修生は、研修中に知り得た秘密を漏らしてはならない。研修終了後も同様とする。

また、研修の成果を論文等により外部へ発表する場合は、指導担当者に事前承認を得るものとする。

13 報酬

研修生には、給与、報酬及び旅費は支給しない。

14 費用弁償

研修に要するすべての経費は、大学等又は研修生の負担とする。また、第12の理由により研修が中止になった場合においても、札幌市はそれまでに要した経費の一切を補償しないものとする。

15 災害の補償

研修生は、研修中の災害に備え、自己の責任により傷害保険や賠償責任保険等に参加するものとする。

16 協定の締結

市長は、研修生の受入れにあたって、別紙様式により大学等と協定を締結するものとする。

但し、この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることが出来る。

17 研修の証明

指導担当者は、大学等から求められた場合は、研修生の研修内容等について証明を行うものとする。

18 庶務

研修生受入れに係る庶務は、土木部道路課が行う。

19 雑則

この要領に定めるもののほか当該研修の実施に関し問題が生じた場合は、その都度大学等と協議することとする。

附則 この要綱は、平成 25 年 6 月 6 日から実施する。

附則 この要綱は、令和 3 年 6 月 4 日から実施する。

附則 この要綱は、令和 4 年 6 月 7 日から実施する。

附則 この要綱は、令和 5 年 6 月 5 日から実施する。

附則 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日から実施する。